

答 申 書
(答 申 第 247 号)
平成 29 年 9 月 4 日

1 審査会の結論

北海道警察本部が特定職員の氏名等に関する記録に係る公文書の存否を明らかにしない決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、「北海道札幌方面〇〇〇警察署〇〇〇課〇〇〇巡査部長の名前と出身高校と卒業年度に関する記録」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、犯罪捜査等の秘匿捜査を要する警察活動に従事する警察官が実在するかどうかを答えることとなり、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずると認められることを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 12 条に規定する存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分に不服があり、審査を請求していることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第 12 条の該当性について

ア 条例第 12 条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

同条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限り行うこととされ、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないよう、厳格に運用されることが求められるものである。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件公文書について存否を明らかにした場合に、犯罪の予防、捜査等に支障を生ずることになるのかを検討し、本件処分をすることの可否を判断することとする。

ウ 請求人は、警察手帳規則（昭和 29 年国家公安委員会規則第 4 号）第 5 条により、警察官が職務執行に当たり呈示義務がある証票には名前が記載されており、名前を開示することで、警察活動の遂行に支障が生ずることはありえず、名前は部分開示の義務があると主張する。

エ 一方、実施機関は、警察手帳規則第 5 条は、警察官等が職務執行に当たり、その相手方に対して身分を証明する必要があるときに、証票及び記章の呈示を義務付けたものであって、何人に対しても警察官等の氏名を開示することを義務付けたものではないと説明する。

また、本件開示請求は、警察官の姓を特定した上で、その名前、出身高校、卒業年度の開示を求めたものであり、該当する公文書の存否を答えることは、本件開示請求書の中に記載された氏名の警察官が実在するかどうかを答えることになるとしている。

さらに、警察署で勤務する警察官は、署内では事件捜査に従事する可能性があり、その氏名が明らかになると、身分や捜査の目的を秘匿した内偵捜査などの警察活動において、警察官であることが捜査対象者に察知され、証拠隠滅等の対抗手段をとられるなど、犯罪捜査に支障が生ずると認められることからその存否を明らかにできない旨主張する。

オ 本件開示請求は、特定の警察官の氏名を指定した上で行われていることから、本件開示請求に対し非開示決定処分又は不存在通知処分等を行うことで、当該警察官の存否が明らかになると認められる。

ここで、警察官の存否が明らかになることが、警察活動の遂行に支障を生じさせるか否かであるが、警察官は犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動に従事することがあることから、特定の警察官の存否が明らかになると、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるなど犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることが認められる。

また、警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、捜査を担当する警察官の存否を明らかにし、氏名等を公開することにより、当該警察官が特定され、被疑者等から家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該警察官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが予想される。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る公文書が存在するかどうかを答えるだけで、犯罪の捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずると判断したことは、合理的な理由があると認められることから、本件処分は妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、警察官の氏名を明らかにすることによる警察活動への支障について、当該警察官は本件において請求人の関係人に名刺を渡しており、その名前は請求人に開示することによって、支障が生じる情報ではないと主張する。

しかしながら、情報公開制度は何人に対しても請求の目的を問わず開示請求を認めており、開示決定の判断に当たっては、開示請求者の立場、請求の目的、請求に至る背景事情などは考慮されない制度であり、請求人が知り得ている氏名等の情報を基にした開示請求の場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであることから、請求人の主張は認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 550） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し）
平成29年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成29年4月27日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年6月28日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成29年8月22日 （第91回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成29年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申